

○阿藤部会長 それでは、ただいまから、第4回「人口・社会統計部会」を開催いたします。

本日の議題は、前回に引き続きまして「平成20年度に実施する住宅・土地統計調査の計画について」です。

本日は、前回部会審議を踏まえて整理いたしました答申骨子（案）をお示しし、それに基づきまして、私が用意いたしました答申（案）の御検討をお願いしたいと考えております。

その後、答申（案）とは別に、部会長名で統計委員会に報告するメモについても御検討をお願いしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、本日は、浅見専門委員、森泉専門委員、嶋崎専門委員が御欠席でございます。

それでは、本日の配付資料の説明と11月12日に開催されました第3回部会の結果概要について、會田統計審査官から説明をお願いします。

○會田統計審査官 本日の配付資料でございますが、前回の議事概要を一応正式な配付資料としております。

そのほかに、席上配付ということで、今回の答申の骨子（案）が1枚。

答申（案）の3枚物が1つ。

今、阿藤部会長からお話がありましたが、部会長から統計委員会の方に報告する紙が1枚ございます。

先ず、前回第3回の部会の概要の紙を基に、簡単に説明させていただきます。

前は、10月29日にありました統計委員会の審議の概要が、阿藤部会長から御説明がございました後に、答申の骨子に沿いまして、残りの部分を御審議いただきました。

「民間委託」につきましては、そこのところに6点ほど論点がございます。

廣松委員から御質問がございまして、調査実施者から回答をいただいたということで、特に問題は無いものとされました。

この民間委託につきましては、今回概ね妥当だけれども、ほかの統計調査にも関連するというところで、委員会の方に報告してはどうかということで、御報告することとされております。

「コールセンター」につきましても、法定受託事務との関連について質問がございまして、実施者の方から回答がございましたが、特に意見はなく、妥当なものとしてされております。

「集計の結果表」につきましては、住生活基本計画の成果指標として、一部当初公表する中に不足している部分があったので、それを補う修正案が提出されておりました、それが妥当なものとしてされております。

あとは、先ほど部会長からお話がありましたように、資料を整理するというところで終わってございます。

本日、配付させていただいております資料の答申の骨子につきましては、前は「(5) 民間委託」以降のところは空白だったものを、前回の議論を踏まえて、若干整理させていただいたものでございます。

答申（案）の方につきましては、部会長の御指示で色々整理しておったところですが、最後に赤で直しているところがございます。ここのところは形式的な要件ということで、委員の皆様は事前

にお送りしたものと変わってございます。

答申（案）の1枚目の「（1）適否」につきましては、今回、住宅・土地統計調査の改正計画はそれで概ね認めるとのことなのですが、特に集計の結果表につきましては、諮問のときに提出されている結果表に追加して集計をすることになっておりますので、そのところを厳密に解釈できるようにということで、計画を承認して差し支えないけれども、（2）以下の理由等に留意するようということをお願いいたします。

部会長の方から、統計委員会の方に御報告いただく紙につきましては、部会の方で出された意見の中で、特に統計委員会の方に報告すべきということを書いていただいておりますが、タイトルの下に「－基本計画部会等での議論の参考として－」ということで、もうちょっと目的を明確にさせていただいたところがございます。

以上です。

○阿藤部会長 それでは、審議に入らせていただきます。

今回お配りしております1枚物の答申骨子（案）ですが、今、説明がありましたように、前回空欄としておりました「（5）民間委託」「（6）コールセンター」「（7）集計の結果表」の3つの部分について、前回の部会で議論した事項を追加しております。

追加した事項については、先ほど審査官からの説明でもありましたように、「（5）民間委託」については、想定している委託業務の範囲、参入しようとしている民間事業者の資格要件等、6点についての確認を行いました。

そして、本調査における民間委託については、特に問題は無いという整理が行われました。委託先の民間業者から秘密が漏れないように、措置を講じて実施することが必要であることも確認されました。

また「（6）コールセンター」と「（7）集計の結果表」については、妥当なものであるとの整理が行われました。

今後の課題につきましては、前回答申で本調査と住生活総合調査の関係の整理が求められていたことに対応する形で、本調査と住生活総合調査の統合に関する検討の必要性について追加しております。

本調査に係る部会審議は、今回が最後であることもあり、私がこの答申骨子（案）に基づいてまとめました答申（案）を素材として議論していただく形で進めさせていただきたいと思っております。

それでは、答申（案）の検討に入ります。

まず、全体構成から御説明申し上げます。

前文につきましては、諮問者としての総務大臣から、本調査計画の承認に当たって意見を求められたことに対応するものであります。

「記」以下の部分は「1 承認の適否とその理由等」と「2 今後の課題」で構成されております。

最初に「1 承認の適否とその理由等」の「（1）適否」では、今、追加で御説明がありましたように「計画を承認して差し支えない」としてありますが、本部会での審議の総合的な結論として、

これについての御異議はありますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○阿藤部会長 特に御異議が無いと認めますので、結論については、了解が得られたということにいたします。

「(2)理由等」と「2 今後の課題」については、項目ごとに個別に検討していきたいと思えます。

「ア 標本設計」につきましては、統計委員会における美添委員からの御指摘に基づきまして、前回調査での標本抽出方法の集落抽出から二段抽出への変更による影響等についての議論をいたしました。その結果として、標本設計の考え方に変更はなく、妥当なものだとまとめさせていただきました。

これを受けた4行の案文につきましては、何か御意見はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○阿藤部会長 それでは、この部分については了承させていただきます。

「イ 調査事項」につきましては、少子化対策等を考慮した調査事項やストックに関する調査事項に関する議論について、後ほど説明させていただく形で統計委員会に報告することになっているほか、住宅の質に関する検討が今後必要になるという意見をいただきましたが、計画における調査事項の追加、廃止等そのものについては、妥当と整理いたしております。

住宅の質に関する今後の検討については、課題ということで別に書き分けた案文といたしました。

この「イ 調査事項」の案文につきましては、何か御意見はありますでしょうか。

廣松委員、どうぞ。

○廣松委員 内容の話ではなくて、案文を見ていて気になったのですが、アの一番最後のところもそうなのですが「妥当なものと認められる」という言葉が何回も出てきますね。

一方で、先に進みますと、2ページ目のオでは「妥当である」という表現もあって、「妥当なものと認められる」というのは、いささかくどいかなと思うのです。

その表現だけを取り上げますと、アの一番最後の行。

イの1ページ目の下から2行目と2ページ目の1行目。

ウの第1段落の一番最後と第2段落の4行目。

エの一番最後の行。

オでは「妥当である」となっている。

カでは「妥当であると認められる」という表現になっていて、使い分けているのかなとも思ったのですが、もしそうでなければ、例えば「妥当である」と断言してしまってもいいのではないかと思います。

○阿藤部会長 わかりました。特に御異論がなければ、統一した形で整理したいと思いますが、いかがでしょうか。

野村委員、どうぞ。

○野村委員 部会長のお話の中には、住宅の質における調査事項の見直しが今後の課題であるとい

うことの検討が行われた。そして、それは今後の課題としても残っているというお話でしたが、併せて、今、お話の中にもストックという言葉が出てきたわけですが、「イ 調査事項」の中には、それは書かれていない。今後の課題としましても、明示的にはそれについても書かれなくなったという部分に関してはどのようなものなのでしょうか。

今のお話の中にストックという言葉がありましたが、そこには経済的な補足と価値の補足ということが言葉の中に入っていると思うのですが、勿論最後の紙には、また議論の参考としてというところがありますので、またそこで詳細についてはお話をさせていただきたいと思います。

○阿藤部会長 一応この整理では、答申（案）の中には含めておりませんで、私から統計委員会への報告、こういう意見があったということについての、2番目の項目の中にこういう議論が必要であるという形で整理させていただいておりますけれども、こういうことではなかったかという整理でございます。

○野村委員 わかりました。後でその後半の部分をお願いします。

○阿藤部会長 今、廣松委員から御指摘がありました点は、全体に関わる部分で、特に「妥当である」「妥当なものと認められる」という婉曲な言い回しとか、ニュアンスの違いがあるわけではないと思いますので、その点で修文をさせていただきます。

そういうことで「イ 調査事項」につきましては、特にほかに御意見がなければ、部会として了承するというところでよろしゅうございましょうか。

（「はい」と声あり）

○阿藤部会長 それでは、そのようにさせていただきます。

「ウ 調査票の配布・収集」につきましては、調査票の封入用の封筒を配付すること、インターネットによる申告そのものについては妥当なものであるが、特にインターネットによる申告については、未入力や誤回答に関する注意喚起が回答者に余り負担感を持たせないようにすべきだという御意見がございました。

また、本調査の調査客体の一部に、その直後に行われます住生活総合調査を実施する関係上、住生活総合調査を実施することについて、調査対象に十分な事前情報の提供を行うことについて検討することが必要であるという御意見をいただきました。

そこで、ウのような案文にさせていただいております。この案文につきまして、何か御意見はありますでしょうか。

廣松委員、どうぞ。

○廣松委員 内容はこれでいいと思うのですが、またちょっと細かい表現のことにこだわって恐縮なわけですが、ウの2段落目の4行目から「しかしながら、未回答や誤回答に関する入力システムから調査世帯への注意喚起のメッセージ等」とあるのですが、やけに長たらくて読みにくいので、もうちょっと整理をした方がいいと思います。

「入力システムから調査世帯への注意喚起」は、要らないといえば要らないのではないのでしょうか。「未回答や誤回答に関する注意喚起のメッセージ等が多くなることによって」というふうに、少し簡素化した方がいいように思います。

それから、3段落目の「また」の2～3行目で「住生活総合調査（仮称）の実施について周知することについて」とありますが「何とかについて何とかについて」という表現も直した方がいいと思います。

○阿藤部会長 わかりました。2段落目の「入力システムから調査世帯への」部分は、特に必要ないのではないかということですが、外してよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○阿藤部会長 それでは、この部分は「未回答や誤回答に関する注意喚起のメッセージ」というふうに修正したいと思います。

それから「についてについて」ですが「実施に関して周知すること」など、差し当たっては「について」という言葉が重ならないようにするということですが、もう少し何か言い方があれば、こちらの方で整理したいと思います。

特に委員の方から御意見は無いのですが、私自身が後で見直していて、ウの最後の部分は、この部会場で、要するに2つ同じ調査対象に重なるということで、事前に十分に周知しておくという御意見が出たのです。

ただ、なかなか実施上難しい面もあるので、その点でよく検討してくれという結論になったと思うのですが、ウの第3段落の一番最後の「周知することについて、地方公共団体の意見を踏まえ、その是非及び可否を検討する必要がある」という部分ですが、「是非」というと、していいかいけないかという問題で、「可否」の方はできるかできないかということになるので、個人的には、調査対象側から言えば、もし二月後にやられるということであれば、それについて知らなかったというのも非常に難しい話なので、ただ実施上の問題があるということで、「是非」を取って「可否を検討する」という案文にしてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○阿藤部会長 特に御意見がなければ、そのようにさせていただきます。

「ウ 調査票の配布・収集」の案文について、部会として了承するということがよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○阿藤部会長 それでは、そのようにさせていただきます。

「エ 調査票の設計」につきましては、建物に関する調査事項を建物調査票として分離することについて、調査票の機能分担の面から、妥当であるとされました。

この案文につきまして、何か御意見はありますか。

廣松委員、どうぞ。

○廣松委員 これももっとすっきりした方がいいのかなと思ったのですが、下から2行目の「統計調査員が記入することとしていた部分」の文言のところですか。今までそうしてきたわけですから、「することとしていた」とわざわざ言う必要はなくて「記入していた」でいいのではないかと思います。

すなわち「統計調査員が記入していた部分の調査を支障なく行えるようになることから、妥当で

ある」とするということです。修文はお任せします。

○阿藤部会長 これもちよっとくどい感じがいたしますので、そのように修文させていただきます。

「エ 調査票の設計」について、ほかに御意見がございませんようでしたら、この部分について了承とさせていただきます。

続きまして「オ 民間委託」でございます。

これに関しましては、委託コスト、委託先の民間事業者からの秘密漏えいの防止等、色々な面から御意見をいただきました。その結果、計画内容については妥当であるとの結論が得られております。同時に、当然のことですが、秘密漏えいの防止のための措置を講じる必要があることも確認されました。

この部分につきまして、何か御意見はありますでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは「オ 民間委託」の部分につきましては、この案文で部会として了承させていただきます。

続きまして「カ コールセンターの設置」でございます。

これにつきましては、電話が繋がらないことによって調査対象の協力が得られなくなることがないように、十分な回線が確保されているかといった点について確認されたほか、ここの御出席の審議協力者の方からも、その有効性を評価する意見もあり、これについては妥当であるという案文にしておりますが、何か御意見はありますでしょうか。

○廣松委員 戻って恐縮なのですが、オの文章については異論は無いのですが、こういうお役所の文章で「等」という言葉がたくさん出てきますね。先ず『『公共サービス改革基本方針』（平成 19 年 10 月 26 日改定を閣議決定）等』とありますが、ここで言う「等」は、民間委託のガイドラインのことですか。

その次の「しかしながら、適切な入札、契約、実査等」や「モニタリング等」は、ちよっとくどいような気がします。

それぞれ「等」の中に何が含まれているのか、あるいは何が含まれていないのか、少し整理をしておいていただいた方がいいのではないのでしょうか。

○阿藤部会長 今、私もすぐにはあれですが、1つの節といいますか、民間委託の部分で3回「等」が出てくるのはくどいのではないかということで、しかし、法令上とか、ここに含まれない項目について、何か考えられるものがあるかもしれませんので、少し深く検討させていただいて、修文させていただきたいと思います。

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、民間委託の案文については、若干の修正を踏まえて、部会として了承するというところでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○阿藤部会長 それでは、了承させていただきます。

次に「カ コールセンターの設置」でございます。今、廣松委員が「オ 民間委託」に戻ってしまったものですから、1つずれましたが、コールセンターについては特に御意見はございませんで

しょうか。

それでは「カ コールセンターの設置」についても、部会として了承とさせていただきたいと思
います。

「(2) 理由等」の最後の部分だと思いますが「キ 集計の結果表」につきましては、住生活基
本計画の生活指標について、最初の集計時に公表するよう要望がございました。調査実施者から対
応案の説明があって、了承されました。この要望に対応するように結果表を追加することが必要で
ある旨を案文にいたしております。

これについて、何か御意見はございますでしょうか。

特にございませんでしたら、これについても了承とさせていただきます。

それでは「2 今後の課題」に移ります。

これは(1)～(3)までございまして、先ず(1)は、先ほど、調査事項のところでも簡単に触
れましたが、住宅の質に関しまして、さまざまな考え方があるということから、その内容について
どのようなものになるか、もう少し詳細に検討していくことが必要であるという御意見がございま
して、それを取り上げたものでございます。

この案文につきまして、何か御意見はございますでしょうか。

廣松委員、どうぞ。

○廣松委員 これも表現上の問題で、少し気になるのは「当該施策において確保すべき『質』がど
のようなものとなるのか」というのは、余りにも他人任せのような印象を受けます。

これを「当該施策において、どのような『質』を確保すべきかについて留意しつつ」というふう
にすると、ちょっと強くなり過ぎるのかもしれませんが、御検討いただければと思います。

○阿藤部会長 わかりました。これにつきましては、これを主として利用する側と調査実施部局含
めて、十分に質の問題について検討するという趣旨で、もう少しすっきりした文章にしたいとい
うことでございますので、そのような修正案を後ほど考えてみたいと思います。

○廣松委員 あと、全体的なことですが、今まで、答申を作るときの一応の暗黙の了解として、こ
の今後の課題に挙げられた項目は次回の調査において真剣に検討するというか、調査計画を作成す
るときに十分配慮するという理解だったと思うのですが、今回の答申についても、これからの答申
についてもそういう解釈でよろしいのでしょうか。

○阿藤部会長 これは何かございますか。

○會田統計審査官 従来、廣松委員がおっしゃった基準で書いているというのは聞いておりますけ
れども、必ずしもそこら辺は厳密に書いていない部分もあるかと思いますので、一応の目安として
は、委員がおっしゃったことを考えてよろしいかと思ます。

○阿藤部会長 それでは、この点については、今後の課題全体として、次の調査で十分に検討する
という方向で文案を修正したいと思います。

ほかにございますでしょうか。

それでは、(1)につきましては、以上のような修正点を踏まえまして、了承するというこ
でよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○阿藤部会長 では、そのようにさせていただきます。

次の(2)につきましては、妻の就業状況と居住地の選択の関係という面から、調査事項を追加することについて検討すべきという御意見があったものを取り上げたものがございますが、案文としては、答申としての書きぶりに見合うようにいたしております。

この案文につきまして、何か御意見はございますでしょうか。

○野村委員 世帯の収入構造と答申に見合うという形で、意図的に少し漠然とした話にしているのかもしれませんが、これは世帯人員別、妻の所得も1つの説明になり得るでしょうし、勿論住宅の購入ですので、初めて購入するかどうかとか、あるいは恒常所得など、所得に関しても色々種類がある。勿論資産選択に関しては、金融資産がどのぐらいあるかとか、そういう話が総合的に関わってくるかと思うのですが、そういう面では、この部分は(3)と関連するのですが、住生活総合調査でやるという住み分けになっていたのかという認識がありましたが、(2)に出てくる限り、それは住宅・土地統計調査の方の次回の検討課題という形で、扱われているように思われますが、住生活総合調査と一体的に利用されることがあり得るといって、(3)を先取りしてしまっただけで申し訳ございませんが、そういうことの中で、総合的に検討すると思えば、別な視点といえますか、後でまたいつも言っていて恐縮なのですが、ストックの視点とかも含めて、住生活総合調査の方では、実際上調査項目もあるわけですので、その部分に関しての見直しということも視野に入るのかなと思います。その識別があいまいな部分があるのかと思います。非常に簡易な収入構造の調査項目というの、私には思い浮かびませんが、今、世帯収入に関してだけ、1つ調査項目がございますが、少しそのようなことでコメントさせていただきます。

○阿藤部会長 これは、具体的には、たしか世帯の個々の世帯員の収入の有無というのが、2つの調査を総合的に検討する以前は、住生活総合調査の方であったということ。しかし、そのシートを住宅・土地調査の方に持ってきたときに、その部分はなかなか難しいということで、無くなったということについて御意見があった。

ただ、実際問題としては、住宅・土地の方で収入に関する項目を入れるのは、ここの段階で、既に予備調査も済んでおり、特に収入に関しては非常にセンシティブな問題であるので、今から全く白紙で議論するのは難しいということで、次回に持ち越しと、そういう御議論があったと思うのですが、それは非常に個別の問題ですので、そのまま書きますと、非常に狭くなるので、少し広げた形で文案をつくらせていただいたのですが、そうしますと、今度は(3)番とオーバーラップしてくるという御意見なのではないか。

○會田統計審査官 はい。

○阿藤部会長 そうなりますと、(2)番をもっと限定的にするか、それとも(3)番の方に含めて大きく議論してしまうかというどちらかになると思います。

どうぞ。

○大江専門委員 今の御意見をここに入れるとしたら、文章上、例えば第2番目の追加することについて、以下の第3点を含めて検討を行う必要がある。つまり、第3番目を積極的に検討するなら

ば、その中で世帯収入行動について、統一的に扱うという話になるでしょうし、(3) 番の方は、やはり別だという話になれば、従来の住宅・土地統計調査の中で、世帯の収入構造について、更に踏み込んだ調査をするかどうかという検討を行うということだと思いますので、今のような形で、第3項を含めて検討を行うというふうにした後に、一体の検討という趣旨を何かしら入れていただくといいのではないかと思います。

○阿藤部会長 つまり、(2) 番の方を残すけれども、(3) 番のニュアンスを(2) 番の方に少し含めてという修文ですね。

野村委員、いかがでしょうか。

○野村委員 (3) 番の検討に含んだときには、資産の話も、今までずっと我々が検討してきたようにあり得るのではないかということ。十分なる検討というような言葉は、また、どういう認識であるのか、ちょっとわかりづらい部分が、十分なるというのは、どこまで行けば十分であるのか、よくわからないものがありますが、ただ、少なくとも検討の課題としまして、前回の諮問の際の検討課題としてもストックの話あるいは現住居以外の所有する住宅に関して、課題として議事録に挙げられておりました。

今回、その検討がどのようなものであったのか、やや私には不明確な部分がありましたが、少なくとも課題であるという意味では、(3) と一体化して、住生活総合調査と一体化してされる議論の余地があるのであれば、それも加えられてはどうかと思うのです。

○阿藤部会長 (2) 番を(3) の方に含めてしまうという議論ですか。

○野村委員 いえ、(2) が住生活総合調査との一体化の中での議論も含み得るという視野において、(2) が議論されるのであれば、資産構造、資産、住宅、資産価値の評価というのものも、例えば(2) と(3) を入れ替えまして、(3) を先に持ってくる。それで(2) 2については上記の議論においてこれも行うという検討があり得る。そうであるならば、(4) としまして、資産価値についても上記の議論との対応に置いて検討を行う必要があるというような可能性があるのではないか。

○阿藤部会長 廣松委員、どうぞ。

○廣松委員 ぱっと読んだときには、(3) の方の2つの調査の結果ということで限定しているのかなと思いました。調査の方法自体も、この部会で議論がありましたとおり、住生活総合調査を、例えば住宅・土地統計調査の丙調査のような形で、調査そのものを一体化してしまうという考えもあり得る。

その意味で、(3) のところで、2つの調査の結果が一体的に利用されることというところが少し限定的かなと思います。

済みません、まだ考えがまとまらないものですから、もう少し時間をください。

○阿藤部会長 どうぞ。

○大江専門委員 質問を含めて、(3) 番の課題の書き方の中には、これは住生活総合調査の質問内容を、住宅・土地統計調査のロングフォームの中に入れ込むという可能性が示唆されているというふうに考えていいのかなと思うのですが、その可能性は勿論あると思うのですが、そのときに、

土地に関する調査事項、今回、土地に関しては、ほとんど答申の中に書かれていないのですけれども、これは皆さん御承知のように、80年代後半の土地問題に発してこの調査が入ってきたわけですが、その時代状況等を踏まえ、質問項目を整理する中で、ロングフォームとして、こういった住生活総合調査の内容に関するものが、そこに入ってくるのかどうかというのは、もう少し総合的な検討になる可能性もあるのではないかと思いますけれども、その点に関しては、今まで議論が無いので、ここで申し上げるのは、大変恐縮なのですけれども、その辺は書き込めることなのか、そうでもないのかということも、(3)番の書き方とは関連してくるのかなと思うのです。

○阿藤部会長 (3)番の点については、少なくとも、調査対象が同一になったということで、特に利用面では、まさに一体的に利用できるようになったところから、また議論が発したという面があるのです。

ただ、そういうことも踏まえて考えると、今、廣松委員からあったように、そもそも調査方法のものにも関わってきて、これも一体のことを考えるのか、そういうロングフォームの中に含めてしまうのか、いろんな形態が考えられるということで整理し、統合することの是非及び可否というふうな表現になっているわけで、そういったさまざまな御意見も含めて考えると、結果の利用面のみならず、調査方法あるいはフレームワーク、枠組みについても2つとも見直しを検討するという内容、幅を広げた文章にした方がいいかなととらえてよろしいでしょうか。

どうぞ。

○千野国勢統計課長 この文章は、既にそういう文章になっていると思うのですが「一体的に利用されることとなる」というところまでが、今回の話。今回は、調査方法、それから実施については一体的ではなくて別々に実施するわけです。

今回、何が変わったかという、結果利用において一体的に利用できるようになったということで、こういう文章になっていて、今後のことにつきましては、その後の関係を整理し、統合することの是非、可否ということですので、環境を整理しということですので、特に結果に限っているわけではございませんので、この文章で十分広く読めるようにはなっていると思います。

それから、今、議論になりましたので、文章はこれでいいかと思うのですが、実情を御説明しておきますと、これは統合することの是非というような形になっておりまして、統合が全面に出ているのですが、これは実はなかなか難しい問題がございまして、1つは、住生活総合調査を承認統計で実施しておりまして、承認統計は承認統計なりの性格というか、特質がございまして、例えば住生活総合調査の中には、意識調査的な調査項目がたくさん入っています。満足、まあ満足、まあ不満とか、そういう調査項目というのは、恐らく指定統計には馴染まないと思うのです。

例えば、労働力関係で言いますと、労働力人口というのは、新聞なんかでは働く意思のある人たちの人口というふうに言われているのですが、統計調査では働きたいと思いませんかというような意識を聞くのではなくて、実際に仕事を探す活動をしているか、いないかという事実を聞いているわけです。それが指定統計調査の調査項目の聞き方なのだと思います。

そうすると、住生活総合調査の中の意識調査部分については、指定統計の中に組み込むことについては、制約があると思うのです。したがって、その部分は残らざるを得ないということがあると

思います。

それと、更に細かい話をしますと、結果利用の手続面でも指定統計はちょっと厳格にやっていますので、手続も若干多いようなこともあって、利用しやすさということもありますので、承認統計は承認統計としてのいいところはあるのだと思います。

併せて、実態でいうと、住生活総合調査と、住宅・土地統計調査は調査系統が異なりまして、住宅・土地は都道府県、市町村の統計主管組織が実施しております。

住生活総合調査の方は、都道府県、市町村の住宅政策担当が実施しておりまして、それぞれのマンパワーを使っているから、今の規模の調査ができるということです。仮に単純に住生活総合調査を、住宅・土地統計調査に統合しますと、それぞれの都道府県、市町村の2つの組織を統合するなり、あるいは人事配置をするなりということをやらないといけないということになりますので、これは実態上、なかなか難しいところがあります。

したがって、我々そういうふうな実態を考えますと、統合というのは、かなり難しいことだと思っておりますが、ただ、検討のオプションとしては除かないという意味で、こういう文章になっているのだと思いますが、実情はそんなところです。

○阿藤部会長 ありがとうございます。次回の調査になりますと、これは恐らく新統計法の下で、指定、承認というフレームワークがなくなって、基幹統計、一般統計という区分になって、その場合、調査がどういうふうに位置づけられるかという、そういった大枠が変わってしまってくる部分もあるので、今の御説明、あくまでも現行といいますか、旧統計法の下での実情ということになると思います。

それから、確かにおっしゃるように、調査実施部局が全く違っていると、この点は確かに大変難しい点があるなということですが、そういうことも含めて検討するという点では、一応、御了解いただいていると思うのです。

今の統計局さん側からの御説明で、(3)番の文章は、一応、今回の検討あるいは今回の調査において、2つの調査の結果が一体的に利用されることになるという点は、一応、現状を記述した文章である。

それ以下が、むしろ検討課題だということですが、もう一度委員の皆さんから、これに関して、(3)番についての御意見はいかがでしょうか。

どうぞ。

○廣松委員 (3)番について、今の実施部局からの御説明は十分わかるのですが、いっそのこともっと簡単にして、(2)は、今、置いて、(3)だけ、文章として「本調査については、実施後に調査世帯の一部に対して住生活総合調査（仮称）が実施される予定になっており」、その後の「2つの結果の」云々のところを取って、「実施される予定になっており、両調査の関係を整理し、統合することの是非及び可否を検討する必要がある」というふうにしてしまうのはいかがでしょうか。

○阿藤部会長 うまく繋がりますかね。今の骨子案は、真ん中の結果の一体的利用の部分というのは、もっと幅広いこともあるので、特にこれには触れないで、全体的な話として、同一調査対象に調査することになったので、今後、整理統合も検討したらどうかと、こういう文章にするというこ

とですね。

○廣松委員 はい。

○阿藤部会長 ただいまの御意見について、いかがでしょうか。

○神奈川県 今後の課題全般に関することなのですが、調査の方法、こういった2つの調査を組み合わせるとか、あるいは世帯の収入、個別の収入のような答えにくい項目を追加していくということに当たりますと、是非調査される側の立場も御考慮いただきたいと思います。

実際の統計実務を担当する立場から申しますと、既に調査環境、統計調査の環境というのは、かなり悪化しておりますと、極端な話、プライバシーとか、個人情報保護のほかにも、行政に対する不信感というのものもある程度ございまして、実際に必要なのかと、この調査は一体何の役に立つのだと、自分たちにとって、どういうメリットがあるのかというような質問もよく出てまいります。

私どもの統計調査員に対する研修等も行っておりますが、特に統計調査員さんの方からは、それぞれの調査が、人々にとって何の役に立っているのかというのが説明できないと、非常に現場で困る。

大枠として、行政の統計から、社会の共通情報資産としてのというような抽象論になっておりますが、これまでですと、例えば住宅・土地統計調査は、住宅建設5か年計画というのが、行政の計画に役立ってますということで説明できていたのですが、量から質となりますと、逆に現場サイドで、この統計を使って、行政は一体何をするつもりなのかと言われたときに、非常に答えにくい状況になっております。

ですから、都道府県、市町村にまいりますと、公団、公社もほとんどその機能を終えておりますし、公営住宅は若干例外でございしますが、行政がこれを調査して、どういう施策に反映するのだと、あるいはこれを社会の共通基盤だといっても、何でディベロッパーなんかを使うものために協力しなければいけないのか。それが調査される側にとって答えにくくなれば、答えにくくなるほど、そういう反発は強くなってまいります。

また、同じ世帯に、今回、2回行くような調査で、更に調査項目が細かくなるとなると、調査を受ける立場からも、あるいはその調査を現場でする側からも余りにも複雑なもの、あるいは答えにくいものをどんどん追加していくということは、調査現場にとっては、若干つらいものがございしますので、是非、調査される立場で整理をお願いできればなというふうに思います。

○阿藤部会長 ありがとうございます。こういった御意見というのは、すべての国の統計調査に関わる大変重要な問題で、これまでも調査対象者の負担というものについては、十分に配慮するという大原則が多分あるのだと思いますけれども、この辺を、もし、御意見を入れるとすれば書き込むかという問題ですが、今の件について、どうぞ。

○野村委員 今、御意見をお伺いして、そのとおりでと思うのですが、そういうところの中に、議論をすると、今後の課題として抜けているかもしれないという要素であれば、十分な検討はされてこなかったのだと思いますけれども、行政記録としての固定資産台帳になるのでしょうか、都道府県固定資産税の比較のために、既にその情報を市町村はお持ちなのでしょうけれども、その行政記録の活用は、色々難しいものがあるのだと思います。今後の課題という形の中で、もし、負担の

軽減ということの目的にするのであれば、その利用が可能であるのか、あるいはどこにネックがあるのかを検討する可能性はあるのかなと思います。

それで、課題として書かれないというのは、確かに部会で余り議論がされていなかったかもしれませんが、それこそストック推計の側から申しまして、やや悩ましいのは、こちらの統計では是非お願いしますと言いつらいのは、一方で固定資産台帳で補足されている部分があり、固定資産概要調書等でまとめられて、あれは一応統計といいますか、そういう形で出されているのだというふうに認識しております。日本のSNAストック勘定でも固定資産の概要調書の方は使っているわけですが、そういうものの中での検討ということが欠けていたのかなと思います。

○阿藤部会長 今の野村委員の御意見を、この方針案に書き込むかどうかは、なかなか難しいかもしれませんね。むしろ、1枚紙の方ですね。私の統計委員会の委員長あてのコメントといいますか、その特に2番のところで、そういう問題も含めて検討していただきたいという要望になるのかなと、ここで具体的な行政記録の活用というようなことを答申案の中に入れるのは、特に議論を深めておりませんので、難しいかなと思います。

○廣松委員 今の野村委員の御意見、それから神奈川県さんの御意見を聞いて思ったのですが、かつ先ほどは批判をしておいて矛盾するのですが、ここはお役所の文章の書き方にしてはどうでしょうか。この3番の、「統合することの是非及び可否を検討」という表現は、かなり強いですね。一方で「整理し、統合」というのは、具体的に何を意味するのかが、抽象的な形になっているので必ずしも明確ではありません。そういう意味で、「関係を整理し、統合することの是非及び可否等を含め検討する必要がある」とする。この等、先ほど神奈川県さんがおっしゃったような、被調査者、調査対象者の方の反応も含めて、という意味での等とすることはできるのかなと思ったのですが。

○阿藤部会長 先ほどは「等」の整理を廣松委員から言われて、今度は少しお役所的に。
どうぞ。

○大江専門委員 関連して、そういう考え方もあると思うのですが、今の御意見を伺っていますと、統合するということが、実際的には極めて困難という状況だとしますと、廣松先生おっしゃるように、統合という強い言葉をあえて出さなくても、この2つの調査の関係、質問事項に関して役割分担というものをどうするかということを検討する。被調査者の負担ということであれば、その量的なものも含めて2つの調査の役割についての質問事項をめぐって環境を整理する必要があるというぐらいの表現にとどめてもいいのではないかと、あえて統合という言葉を入れなくてもいいような気がいたしました。

○阿藤部会長 これについては、一度こういう議論があって、かなり強い文章にしてほしいと前の部会で出たということで、こういう文章になっておりますが、今日の御議論が最終議論でございますので、もしそういう御意見が、むしろコンセンサスということであれば、少しこの点、弱めた文章にということもありますが、どうぞ。

○野村委員 でも統合することの是非を検討する必要があるというのは、特におかしくないのではないかと。先ほど課長さんの方からの話は重要なご指摘とは思いますが、意識を聞くような調査というものが指定統計の対象になってこなかったというのは事実であったかもしれません。ただ、こ

こはどのような分析をするかという発想だと思います。分析の対象によっては、必ずしも量的な十分に客観的な情報に基づいて分析を行うことは困難であり、もう少しオリティティブな質的な情報も含めまして意味があるときがあるのだろうと思います。

例えば景気動向の調査でしたら、今後、景気がよくなると思います、悪くなりますかみたいな話を聞くわけですから、それは指定統計ではないのしょうけれども、そういうものが重要ではないかといえ、やはり目的に応じては、それしか聞けないような調査対象もあり得ると思いますし、それを排除する必要はないと思います。現行の枠組みには合わないかもしれませんが、統合することが問題であるという認識には必ずしもならないのではないのかと思います。

○阿藤部会長 足して2で割るわけではないですけども、先ほどの廣松委員の意見で、統合する等を含めという文章で、今の御意見の両方を取るといようなことで合意できますでしょうか。

野村委員、いかがですか。

○野村委員 はい。

○阿藤部会長 それでは、ちょっと飛んでしまいましたけれども、3番の文章で、予定となっておりの部分をどうするかということがありますが、そんなに違和感がないという感じがしますね。私としては、最後の文章に、整理し、統合すること等を含め、その是非及び可否を検討する必要があるという形でまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。

○廣松委員 依存ありません。

○阿藤部会長 それでは、3番の文章が先になりましたが、そのようにさせていただきます。

ちょっと戻りますが、それでは2番をどうするか。これは、先ほど申し上げたように、元々は本当に調査項目の1つの点で、特に収入に関わるものだったものですから、今回の調査に追加することはなかなか難しいと、今も御意見がありましたけれども、そういうことがございまして、今後の検討課題にすることにしたのですが、それだけ小さな項目として上げるのもどうかということで、少し広めに書いたわけですが、今、野村委員から、今度は広めに書くともっと広い意味合いが出てくるということなのです。これに関して、大江専門委員、どうぞ。

○大江専門委員 私は変わりませんで、最後の「世帯の収入構造」これも「等」かなと思いますが、「世帯の収入構造に関する調査事項を追加することについて、次項も含めて検討を行う必要がある」といった、3番との関連性について若干修文するというのが1つかなと思います。

○阿藤部会長 ありがとうございます。

廣松委員、いかがですか。

○廣松委員 確かに、世帯の収入構造だけではないので、ここもまたずるいですが、やはり「等」を入れた方がいいですね。今、大江専門委員がおっしゃ次項というのは(3)の意味ですか。

○大江専門委員 そうです。つまり住生活総合調査におけることも、その質問事項の調整の中で、この点を整理するという考え方でどうかということです。

○廣松委員 ただ、今までそういう書き方はしていましたか。

○會田統計審査官 住生活総合調査は承認統計になるので、余り指定統計の答申のところで明確にするのはどうかなという気はいたしますので、(3)のところなども、本来は2つを整理しろと書

くところを、本調査の方を一応主体として、指定統計があくまで主体と、それで承認統計の方については、その外側にあるけれども、多少は関連も整理してというのが書けるところかなと思います。

(3)の方で関係を整理しと明確に書いてありますので、(2)のところでも特に書かなくても、御趣旨は十分入っているのではないかと、文章的には思います。

○阿藤部会長 廣松委員、いかがですか。

○廣松委員 一番最初に伺った今後の課題の位置づけにも関わるんですが、確かに、この答申は現行の統計法の下で行うものですから、したがって今、審査官からも、それから先ほど実施部局の方からも御説明があったとおり、指定統計と承認統計というのは明確に違う位置づけになっているわけですから、やはりそこは意識をしておく必要があると思います。

私は、今、審査官がおっしゃったような意味で言えば(2)のところは、これにはまだ野村委員の方が提起された問題があり、それについてはまだ十分議論がされてないと思いますけれども、それを除けば、現在のままでいいかなと思うようになりました。

○阿藤部会長 それでは、考えられることから、世帯の収入構造等に関するということで、大江専門委員のおっしゃったのは、調査事項と、あとはこのままですか。

○大江専門委員 先ほどの指定統計に関する今後の課題の文章として(3)を絡めるというのは、余り適当ではないという御意見はよくわかりましたので、廣松委員と同じでこのままで結構だと思います。

○阿藤部会長 それでは、これもまた最小限の修正になりますが、世帯の収入構造等に関する調査事項を追加することについて検討を行う必要があると。順番としても、やはり今の1番、2番、3番の順番でよろしいでしょうか。

○野村委員 1つお聞きしたいのですが、2番目というのは、今の確認で、考えなければいけないという部分は、大変説得的なのですが、承認統計と指定統計がありますと、むしろ承認統計である住生活総合調査のことについて、森泉専門委員が御指摘されていたという認識を私は持っていました。ですので、これが指定統計である住宅・土地統計調査に対しての検討課題であるとしみますと、記入者負担等の現状を考えますと、それが将来的に今後の課題として、本当に挙げられるべきものなのでしょうか。調査項目自体の必要性は十分感じるのですが、むしろ承認統計での調査だという問題提起だという認識だったのですが。

○阿藤部会長 本当は森泉委員がいらっしゃればよろしいのですが、残念ながら前回も今回もお休みなものですから、ただ出発点は元々住生活の方に収入構造の項目が入っていて、それが言わば世帯がドッキングしたときに、フェースシートを統一するというので、むしろ住宅・土地の方にフェースシートを持ってきてしまったと。そのときに、収入の部分が落ちたというそもそもの出発点だったと思います。

○野村委員 収入はいいんですけども、世帯収入全体ですから、収入構造ですね。

○阿藤部会長 はい。どうぞ。

○千野国勢統計課長 したがって、この部会は、指定統計である住宅・土地統計調査を審議する部会ですので、そういう意味では部会の範疇を超えてしまっているわけです。承認統計と指定統計の

役割をどうするか。それがまさに基本計画部会のようなところでないといけないことだと思います。

したがって（２）は、役人的に読んで見ると、主語がございませんので、本調査はと書いてございませんので、いずれにしても、どちらかの調査でこれが把握できることになればいいというふうに我々は読んで対応しようと思いますので、文章的にはこれが限度というか、この部会の中ではこんな感じになるのではないかと思います。

○阿藤部会長 ということですが、野村委員、そういうことでよろしいですか。

○野村委員 わかりました。

○阿藤部会長 それでは、今後の課題ということで（１）から（２）と（３）は一緒に議論しましたが、（２）（３）ということで、ただいま申し上げたような修正を加えた上で、部会として了承ということよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○阿藤部会長 それでは、そのようにさせていただきます。

以上で、統計委員会委員長から総務大臣への答申の案の検討を終えることといたします。

最後に、本部会から統計委員会、本委員会の方に報告しておくべき事項について検討させていただきます。

案文は１枚紙で答申案と一緒に事前にお配りしております。この案文は答申案とは異なりまして、公式なものではございません。あくまでも私、部会長からの私的な報告という位置づけになります。答申とは別に個別の案件を審議する過程で出ました御意見を基に、統計委員会の基本計画部会等における多面的な視点での議論の参考として、委員会の席上で配付の上、私の方から統計委員会の方に説明し、報告するものであります。ただ、あくまでもこれはこの部会で色々出た御意見で、この部会の範疇をやや超えると考えられたものを、むしろ今回の新統計法の下での統計委員会で幅広く議論していただくという位置付けでございます。

タイトルの方も、ですから、先ほど會田審査官から御説明がありましたように、基本計画部会等での議論の参考としてというものを付け加えた上でいたしたいと思っております。

中身は１、２、３と３つございます。これも仮に３つに分けて御意見を伺いたいと思っておりますが、最初の「１ 人工・社会統計の体系の中での住宅・土地統計の在り方」という部分については、いかがでしょうか。

○廣松委員 位置付け自体は、今、部会長が整理なさったことでいいと思いますので、この文章そのものに関しては、書きぶりというよりも、項目としてそれで十分かどうか、その点に関して議論して合意すれば、あとは部会長に一任ということでいいのではないかと思います。

○阿藤部会長 わかりました。ですから、中身の点で、こういうことも議論があって入れておいた方がいいのではないかとすることがあれば御意見をいただきたいと思っております。

どうぞ。

○野村委員 私、今回の４回の中ですべて出席させていただいて、その中の議論を自分としてはよく聞いてこようというつもりではありましたが、そのときに１、２、３とありますが、何々の意見がありましたと言われたときに、必ずしもどなたが言われたのか。どの委員が言われたのか、ちょ

っと記憶にないような部分もございまして、明確ではないところもございまして。

2番ですけれども、例えばストックに関しましても、必要であるという意見がありました。調査事項を追加する必要性について、十分に議論を尽くすべきとの意見が、そもそも難しいのではないかという意見もありましたといったときに、それはどなたが発言されたことでしょうか。事務局の意見であるのか、勿論それもあっていいと思うのですけれども、意見として紹介されるときには誰の意見を明確にされたらどうかと思います。どの委員なり事務局なりから、こういう書類を部会長から出していただくことには非常にありがたいと思っておりますが、誰からというを指定されたらどうでしょうか。今回は正式な書類ではないということでお聞きしておりますので、もう少し自由度があるのであれば、発言の趣旨をしっかりと書いていただくということをお願いしたいと思います。

○阿藤部会長 これは勿論誰も言わないことは書いてないというか、当然事務局の方で議事録を踏まえて作成しているのです、それはないと思うのですが、今、個人名あるいは機関名といいますか、そういうものを意見の後に付けてどうかという御意見がございましたが、今までの慣例としてはどのようなになっているのでしょうか。

○會田統計審査官 このような文章を出すこと自体、慣例ではないので。

○阿藤部会長 そうですか。

○會田統計審査官 特に今回は基本計画部会というのも同時並行してありましたので、そちらの方に御報告するにはちょうどいいのではないかということで、こういうものと思っております。

○阿藤部会長 どうぞ。

○廣松委員 補足しますと、今までは答申案文に関して、本委員会で朗読をした上で、部会長がそれに関して口頭で説明をしていました。その中に、かなり部会長というよりも個人的な意見も入っていたことは事実です。ただし、統計委員会の方の運営の仕方によりますが、これが最初の答申ですから、どういう形で報告をするかは、恐らくこれから検討されるのだらうと思います。ただし、多分、今までの形のものではちょっと難しいだらうという判断から、こういう形で文章として出すということになったのだらうと思います。

これは先ほども話題になりましたけれども、この部会は、現行の法律でいうと諮問された指定統計に関して審議する場で、それとの関連というか、隣接というか、同じ指定統計でもそうですし、承認統計でもそうですが、それらに関しては、審議の対象にはできない。結果として、何となくみんな欲求不満が残るといったケースもあったものですから、今回作っていただいた文章に関しては、可能であれば部会長の個人的な御意見もそうですし、委員の十分言い尽くせなかったところを吸い上げていただくようなものであればいいのではないかと思います。

○阿藤部会長 今、廣松委員からもありましたように、たまたまタイミングが新統計法が10月から施行されて、同時にこの住宅・土地調査の諮問・答申というのは、旧統計法に基づく指定統計の審議という位置付けなので、従来のある種の慣例にとらわれず、むしろ新しい統計委員会の方が、今、基幹統計であれば基幹統計調査、行政記録の活用等々、幅広く議論する、特に基本計画部会というのがつくられておりまして、そこで議論のいい素材になるということもあって、文章でこれを

統計委員会の方に出したいということで、今、伺ってみますと初めての試みだそうですので、ただ、今までと基本的には同じで、私のまとめ、意見という位置づけは特に変わらないということのようです。

ですから、意見の個々について、そこまで出す必要があるかどうかということがありまして、野村委員は本委員の委員でもいらっしゃいますから、もしこの点で補足の御意見があればどんどん言っていたければよろしいと思いますが、いかがでしょうか。

○野村委員 私自身は発言する機会があるので幸いですが、ほかの先生がその機会がなかったときに、意見を明確にできない可能性があるとしたら問題であると思います。またそのために、今回、内容についてよろしいかという話を聞いていただいているというふうに理解しております。

また、2番目にいきますと、国民経済計算における住宅・土地の資産推計に資するために本調査の調査事項に個々の住宅評価額などの調査項目を追加することとありますが、取得価格あるいは固定資産税の評価額及び住宅評価額という3つが、標準的に考えられる資産評価の調査項目であり、せめて取得価格や住宅評価額というふうに入れていただきたいと思います。

一方で、この件に関して、例えば個々の住宅評価額などの調査項目の追加については、調査項目を追加する必要性について十分に議論を尽くすべきとの意見やと、これはこの前までの答申としてのスタイルとしては、十分に議論を尽くすべきという話は当然のことであると思いますが、具体案としまして、では十分に議論を尽くすというのは一体何を指しているのか、資本ストックだけに関しまして見ますと、旧国民経済計算調査会議の方でも、資本ストック検討委員会という、わざわざ独立した委員会を立てて、その中で議論を行ってきています。それが、議論を“十分”に尽くしてきたかといわれれば、誰にもわかりません。

むしろこの部会で発言された意見としては、十分に議論を尽くすべきであるけれども、12月までにそれを行うことが難しいのではないか、やや大きな問題ではないかという御意見があったのではないかというふうに私は理解していました。

一方でまたその後なのですが、そもそも個々の住宅評価額を“正確”に把握することは難しいのではないかとあります。当然“正確”に把握することは難しいのでして、しかも、「そもそも」といいますと、元々の発想が全くひっくり返っていると言わざるを得ないのですけれども、そもそも直接観察、直接的な調査によって、住宅の“時価”を把握することは難しいのであって、そのためにどうやって接近することが可能か、体系的に設計できるかということを考えているわけです。

そして価格に関して調査するとしたら、先ほど申し上げました3つぐらいしかないのだろうという形になっているわけです。

ストックの推計方法は、直接的に聞くという方法に加えて、間接的に推計するという2つがあるわけですが、間接推計は投資側から来る。国際的には投資側から来るのが標準です。内閣府ではそれを採用しています。そういう意味で、住宅のストックの推計に関しては住宅・土地統計調査を使っていないわけです。ただ、日本では直接観察ができるのではないかという意見が非常に多い、その期待も非常に多いというふうに聞いておりますので、むしろ内閣府側として、それを使ってストック側の推計として直接推計と間接推計の2つがあるとしたら、その整合を取るようなことがどう

やっただけでできるかどうかということを検討して御意見申し上げているのであって、そもそも難しいのではないかと問われれば、そもそも直接推計による資産時価推計それ自身が難しいのです。ただそれを皆さんから、「新展開」も含めまして色々なところでストック推計の問題が提示されてきました。それを受けて、日本でやるならば直接観察上、可能である資産の第一候補は住宅であるという認識がありますので、この住宅・土地統計調査の情報を使って、より精度を高めるための推計の体系を設計できないかという検討を行って始めているのだということなのです。

そういう意味で、やや認識が、先ほどの意識を聞くような部分という御指摘がありました。そのような認識として無理やりその指定統計の方に入れていただきたいと思っているわけでは全くありません。そもそも時価を直接に観察するということが難しいにもかかわらず、ストック推計に生かそうではないかという御意見があるのでお話をさせていただいたということです。

かつ美添委員の基本計画部会で御指摘は2つあったわけです。1つはサンプリングの話でありました。もう一つはストック推計の話でありました。ただ、これはこちらの部会では紹介されてなかったと認識しておりますが、前回の15年のときの部会においても、ストック推計は課題として上げられていたということで、むしろ問題としてはそちら側から上げられて、内閣府側も検討を行い、問題をもう一度返してきたと、そうしたらここで「そもそも正確に把握することが難しいのではないか」というまとめは、少し違うという認識でおりますので、意見がありましたという限り、もしその“必要であるという意見”が私から来たものということを反映しているのであれば、より正確に提示していただければ望ましいと思います。

○阿藤部会長 これについては、後段の部分というのは、ここでも議論があったかもしれませんが、たしか本委員会の方でも、私が中間報告をしたときに随分御意見が出て、委員長からも、個人の住宅の評価なのに、本人に聞いてもわからないではないかとかという御意見が出たりしていたことを記憶しています。

○野村委員 それ自身は私も聞いておりましたが、あのときに反論する余地はなかったわけです。確かに個人の住宅評価額を聞くことが難しいのは決まっているわけです。ただ、範囲として聞いておりますし、あなたの住宅が500万円ですか、5,000万円ですか、1,000万円ですかというぐらいの範囲を聞いているだけなわけです。それはもしかしたらやり得るかもしれませんし、我々がアプリオリに事前的に判断することではなくて、試験調査等を通じて、どのぐらい実際に調査できる可能性があるのかということを確認されればいいのであって、一方で、もしそれが本当にまずいかもしれないという可能性があるならば、それは日本の地域の実情には合わない地域があるのでしょうか。

もしそのような場合は、次の選択肢はやはり取得価額であろうと思います。本来は3つ全部聞ければいいのですけれども、記入者負担を考えますと取得価額であろうと思います。しかし現在の承認統計の方では、むしろ第3の選択肢である、固定資産税の評価額を聞いています。それは使いつらい、使えないなと思っております。

1つ紹介させていただきたいのは、ストックを直接観察から推計していくというアプローチが、日本全体として全く使われていないかということ、そうではなくて、「日本の社会資本」という、これは研究というのか、統計というのか微妙な位置にございますが、ユーザーという意味では、日本

の社会資本という推計値、内閣府の政策統括官（経済社会システム担当）でつくられているものだと思いますが、インフラストラクチャーの分析にはほとんどそれが使われております。その中での直接推計でやっている推計方法は、住宅だけなのです。

インフラストラクチャーは、物量として把握しやすいものなのでしょうけれども、住宅に関しては直接推計の、このまさに住宅・土地統計調査で出てきた数字を使って、ベンチマークのストックを作っております。

そのときの価格をどうやって推計したかという、建設価格の単価を乗じているだけなのです。それは構造的に色々と質の違いや跛行性があると思うのです。それこそ質を議論されているわけですが、住宅は千差万別である。いろんな質が違うけれども、平均的な延べ床面積のようなものに対して建設単価をかける。それが築何年であるという情報がざっくりとわかりますので、物価調整をする。それによってすべてを集計してくるという姿によって、住宅ストックを日本の社会資本の中では推計されているわけです。

そのときの単価の情報を持ってくることが非常に厳しいということで、内閣府の政策統括官の方では苦勞されているのだと思いますが、土地に関しては、比較的GIS情報等のリンケージもあり、クオリティーがコントロールできるので、地価に関しては、国交省の方で推計されている。あたかも加工統計のように、地価関数を推計して加工されているということでしょうけれども、住宅に関してはそのような状況となっております。

○阿藤部会長 野村委員の御意見としては、むしろ前段部分については、若干言葉を追加した形でいいとしても、後段部分はこの意見があった、こういう意見があったと並べられても、1つは誰が言ったかという問題も含めて、並行的な並べ方になってしまうことを懸念されているのか。ここで別に結論を言うようなものでもなくて、いろんな意見があったということは、だからこそ最終的には本委員会あるいは基本計画部会で議論してほしいと受けているのですが、文章のニュアンスが、仮に3つ目の意見のように、そもそもとか、そういう書き方、言い方の問題の程度であれば、勿論こちらの方で修文することは全くやぶさかではありません。

○會田統計審査官 部会長の方で修文されて、また少しやりとりとかをしていただいたらよろしいのではないのでしょうか。

基本的には、公式な文章ではないので、全員の了解とかというレベルではないと思います。

○阿藤部会長 それでは、ここについては、本委員会では野村委員が最も強い関心と御意見をお持ちなので、同時に本委員会でもさまざまな形で御意見を出されていることもあり、もう少し事務局とやりとりをして、ある程度納得できる形にいたしたいと思います。

ただ、この2段の項目自体は、やはり本委員会の方に送って、特に統計との関係で議論を整理してほしいという要望として出したいと思いますが、そのようなことでよろしいでしょうか。

どうぞ。

○内閣府経済社会総合研究所 内閣府でストック統計、マクロのSNAを推計している所の百瀬と申します。このまとめ方のところで、そういう誤解等はないと思うのですけれども、ちょっと心配なことがあります。一般的にストック統計という表現をしたときに、今、部会長さんがおっしゃら

れているような基本計画部会での審議と直接中身を検討する部会であるSNA部会、またその下に専門委員会というのも出来てきつつありますので、そのこのところ審議の仕分けが気になります。この紙では確かに表現的には今後の整理の方向というところに関して、大きいところでの審議という仕分けをされているのかなという感じがしますけれども、二重審議にならないようお願いしたいと考えます。そのSNAの体系の中での細かいルールというのは、SNA部会とか、そちらの下の方が十分審議すべき部分だと思いますし、そういう蓄積もあると思いますので、そのこのところは誤解がないように、事務方でこういうことを言うのはちょっと言いにくいところがあるのですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○阿藤部会長 わかりました。既に統計委員会の元にSNA部会というのが設置されておりまして、元々別の形であったものですが、その専門部会等もござひます。

ここでは、何となく全体の統計委員会の本委員会と基本計画部会というところだけを念頭に置いておりましたけれども、今の御意見は、全くごもつともな話でござひますので、ただ、書きぶりとしてどうということなのか、それこそ事務局の方で、行政的に配慮した辺りの文章を少し考えていただきたいと思ひまして、それに沿って御報告をしたいと思ひます。

それでは、これについては、野村委員あるいは関係部局含めて、少しやりとりをして、文案を作成したいと思ひます。

戻りますが、1番の方につきましては、何か御意見ござひますでしょうか。

特にござひませんようでしたら、3番の民間委託の在り方に関する部分ですが、いかがでしょうか。

特にござひませんようでしたら、ただいま御意見が出ましたが、2番について少し修文をするということで、1番、3番はほぼこのとおりで、私の報告内容とさせていただきますということで、御了承いただけますでしょうか。

(「はい」と声あり)

○阿藤部会長 それでは、了承とさせていただきます。

それでは、本日の部会での御議論、御指摘を踏まえまして、先に議論しました答申案並びに、今、御議論いただきました報告案を然るべく修正をいたしまして、確認の意味も含めまして、皆様に後日お送りすることとして、また修正の文章表現や字句などにつきましては、私に一任させていただくことを前提といたしまして、人口・社会統計部会としては、お手元の答申案並びに報告案を了承ということでよろしいかどうか、最後にもう一度確認したいと思ひます。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○阿藤部会長 ありがとうございます。

それでは、答申案の修正を事務局に速やかに行わせ、皆様方にお送りすることにいたしたいと存じます。

了承いただきました答申案及び部会報告につきましては、来月12月10日月曜日の統計委員会に、本日と前回の部会結果概要とともに、私から報告することといたします。

なお、部会での場での御意見ではないのですが、1つ御紹介したい御意見がござひます。

本調査と住生活総合調査との間で調査事項の整理を行った結果、本調査のみの調査事項が発生し、住生活総合調査の調査結果を使用するだけで今までできたことが、本調査の調査結果と併せて使用しないとできなくなる形となるため、調査票の使用について、住生活総合調査と本調査の両方について使用許可を得ることが必要となります。

この点について、特に浅見専門委員から使用許可の申請が煩雑にならず、許可も迅速になるようにすべきとの御意見がメールでございました。

私どもいたしましても、関係者に申し入れを行うとともに、この御意見について、部会議事録として残すべきであると考えまして、審議事項とは別に紹介させていただいた次第でございます。

本委員会でも指定統計等の目的外使用等の迅速化ということが既に議論されておりましたが、この調査につきまして、改めてそういう御意見、要望がございましたので、一応これは議事録に残したいということでございます。

それでは、住宅・土地統計調査について人口・社会統計部会における審議は、今回をもちまして、終了ということになりました。

本年10月から4回にわたる部会審議におきまして、私の論点メモに沿って各論点についての審議を精力的に行い、本日答申案等の作成・了承に至りましたことを、部会長として私から出席者の皆様方に御礼申し上げます。

特に、専門委員の方々におかれましては、それぞれの御専門の立場から答申案を作成する上で、極めて有益な御指摘・御意見をいただきましたことを改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、これで閉会といたします。